

文書番号	ACA11	版数	5
文書名	審査料に関する規程		

特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

中四国プライバシーマーク審査センター

審査料に関する規程

1. 目的

本規程は、特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構（以下、「MSK」という。）が、審査を受けようとして申請を行う事業者（以下「申請事業者」という。）のプライバシーマーク付与適格性審査にあたって、「プライバシーマーク付与審査手続規程」2.5(1)に基づき、申請料及び審査料（以下、「審査料等」という。）について定める。

2. 現地審査費

MSK は、申請事業者に対して、審査料等として以下のとおり請求する。

■ プライバシーマーク審査・付与にかかる料金一覧表 単位:円(消費税込み)

種別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
事業者規模						
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
合計	257,144	514,286	1,028,571	174,857	360,001	720,000
付与登録料	51,429	102,858	205,715	51,429	102,858	205,715
現地審査時間	5時間以内	6時間以内	8時間以内	5時間以内	6時間以内	8時間以内

付与登録料については、プライバシーマーク付与適格性審査後、申請事業者と一般財団法人日本情報経済社会推進協会(以下、「JIPDEC」という。)間でのプライバシーマーク付与契約を締結し、JIPDEC に納付して下さい。尚、上記の表に示す時間を超えた場合は、1時間当たり41,142円(消費税込)を追加請求いたします。

■事業者規模の区分

事業者規模の区分は、以下の通りとします。

①大規模事業者：中規模事業者（下記②参照）の規模を超える事業者。

②中規模事業者：

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

注意

●資本金、従業員数何れか一方を満たせば中規模事業者に該当することになります。

●従業員とは、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（経済産業省）に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等を含みます。なお、従業員数の確定は、現地審査時点での人数で行います。

- 製造業その他の業種には、製造業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業、金融・保険業、不動産業およびその他の業種（卸売業、小売業（飲食店を含む）、サービス業を除く）に属する事業を主たる事業として営む事業者を言います。

③小規模事業者：常時使用する従業者の数が20人（卸売業、小売業（含、飲食店）又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者。

■再現地審査費

現地審査後に、事業又は体制の著しい変更等が生じた場合は、必要に応じて現地審査を再度実施し、以下の料金表に基づき費用を請求します。

単位:円(消費税込み)

費目	料金
基本料金	51,429
審査実費	20,571 (1人時単価) × (実際にかかった時間) × 2 (審査人数)
計	20,571 × (実際にかかった時間) × 2 + 51,429 (基本料金)

■現地調査費

プライバシーマーク付与適格決定後、個人情報保護の取扱い及びプライバシーマークを使用の状況について、調査の必要があると認めるときは、現地調査費を請求します。

単位:円(消費税込み)

費目	料金
審査実費	20,571 (1人時単価) × (実際にかかった時間) × 2 (審査人数)

3. 請求及び振込

MSKは、書類審査が完了後、審査料等を請求し、申請事業者は、1ヶ月以内にMSKに振り込まなければならない。但し、振込手数料は申請事業者の負担とする。

振込確認後審査を開始するものとする。

4. 規程の公表

本規程は、MSKのウェブサイト上で公表する。

5. 改廃

本規程の改廃は、審査センターが改廃案を審査委員会に建議し、審査委員会の決議によ

って改廃を決定する。ただし、MSK が指定審査機関として認定されるまでの間は、審査センター長が立案し理事長が承認する。

6. 附則

- (1) 本規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- (2) 本規程の管理部署は、審査センターとする。
- (3) 本規程は平成 21 年 10 月 27 日に改訂し、即日施行する。
- (4) 本規程は平成 23 年 3 月 16 日に改訂し、平成 23 年 3 月 1 日から施行とする。
- (5) 本規程は平成 23 年 8 月 17 日に改訂し、即日施行する。
- (6) 本規程は平成 26 年 5 月 21 日に改訂し、平成 26 年 4 月 1 日から施行とする。